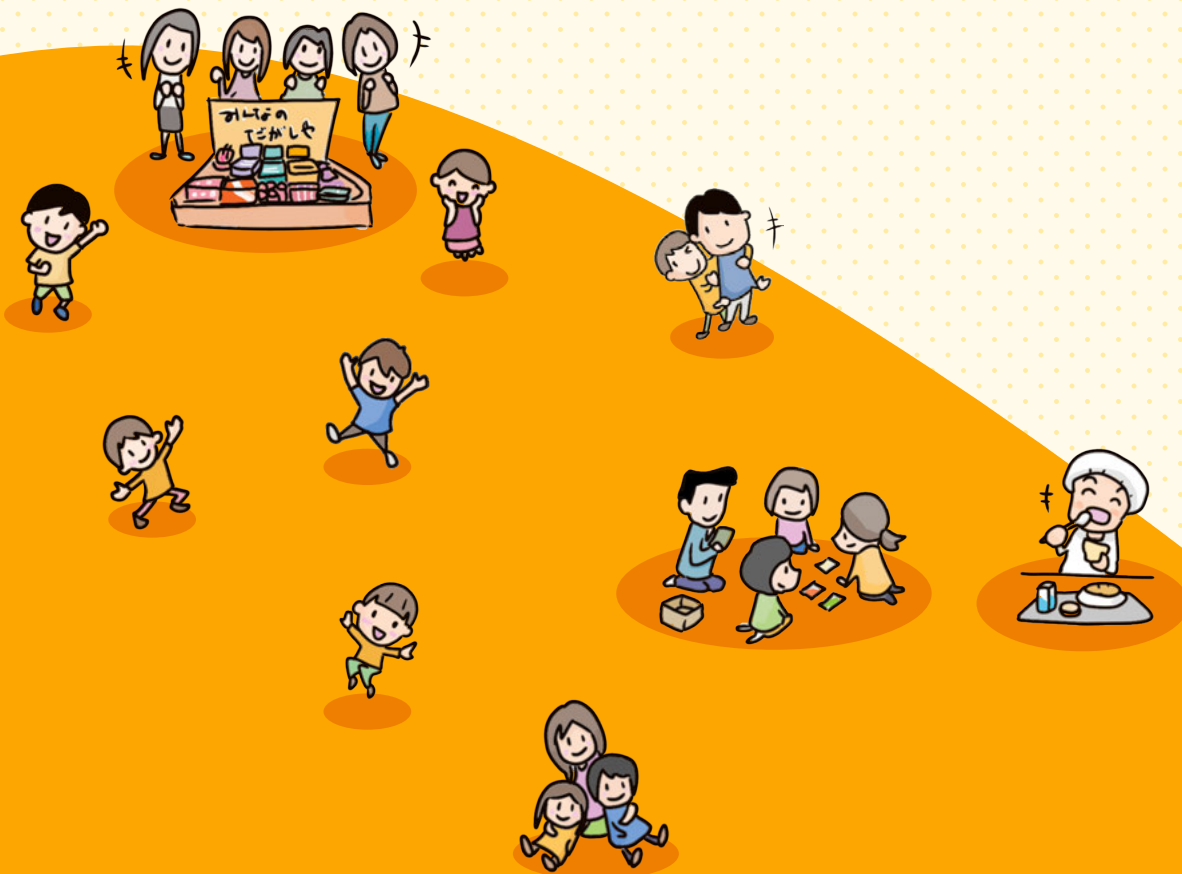


政策

1 こどもの成長を支えるまち

基本方針

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てができるよう支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。



施策 1-1

子育て支援の充実



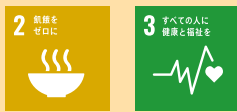
施策 1-2

支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取組の充実



施策 1-3

母子保健と子どもに関する医療の充実



施策 1-4

学校教育の充実



施策 1-5

学校・家庭・地域の連携による教育の推進



施策 1-6

子どもの権利の保障



施策 1-1

子育て支援の充実

施策の
目指す姿
(方向性)

安心して子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、各種支援制度により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安心・安全で豊かな環境のこどもの居場所づくりを進めます。

成果指標

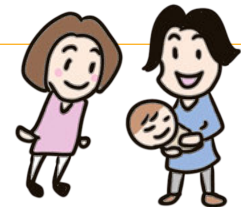
指標名	基準値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合		74.8% ▶▶▶ 75.5%	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- こどもの成長段階に対応した切れ目のない支援と良好な成育環境の充実を図ることが求められています。
- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が更に増大しています。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、ますます求められています。
- 保育所等における待機児童を発生させないこと及び多様化する保育ニーズに対応するサービスを提供することが求められています。
- 子どもが安心・安全に過ごし、様々な体験を行い、学ぶことのできる居場所を充実することが求められています。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画	きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画) 北本市教育振興基本計画
施策に紐づく宣言	めざせ日本一、子育て応援都市宣言



基本事業	
<p>重点</p> <p>1-1-1</p> <p>子育て不安の解消</p>	<p>目指す姿 ・必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。 ・子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。</p> <p>主な取組 ▷ こども家庭センターの運営、子育て世帯訪問支援事業の実施、親子関係形成支援事業の実施、児童館利用者支援事業の実施、乳児家庭全戸訪問事業の実施、養育支援訪問事業の実施</p> <p>指標 ▷ 子育てについて相談できる機関数、子育て世帯訪問支援事業の延べ利用日数、親子関係形成支援事業の実利用人数、乳児家庭全戸訪問の実施率</p>
<p>1-1-2</p> <p>子育ての経済的負担の軽減</p>	<p>目指す姿 各種支援制度により、経済的負担が軽減されています。</p> <p>主な取組 ▷ 児童手当・児童扶養手当の支給、こども医療費・ひとり親家庭等医療費の給付、妊婦のための支援給付、多子出産祝金の支給、乳児用品(ベビーベッド)貸出事業の実施、交通遺児手当の支給、学校給食費の負担軽減、就学援助</p> <p>指標 ▷ こども医療費の一人当たり支給額、ひとり親家庭等医療費の一人当たり支給額、乳児用品(ベビーベッド)貸出事業の利用率</p>
<p>重点</p> <p>1-1-3</p> <p>保育サービスの充実</p>	<p>目指す姿 保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。</p> <p>主な取組 ▷ 民間保育所等への運営補助、特別保育(病児病後児保育・ステーション保育・一時保育)の実施、公立保育所の適正な管理、保育者研修の実施、乳児等通園支援事業の実施</p> <p>指標 ▷ 民間保育所等への運営補助金額、保育所等待機児童数、特別保育の利用者数</p>
<p>重点</p> <p>1-1-4</p> <p>こどもの居場所づくり</p>	<p>目指す姿 安心・安全な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。</p> <p>主な取組 ▷ 児童館の運営、放課後児童クラブ(学童保育室)・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり、こども応援ネットワーク会議との連携、児童育成支援拠点事業の実施</p> <p>指標 ▷ 児童館の利用者数、放課後児童クラブ(学童保育室)登録児童数、地域子育て支援拠点の利用者数、ファミリー・サポート・センターの延べ利用者数、こどもの居場所の数</p>



施策 1-2

支援を必要とするこども・ 家庭へのきめ細かな取組の充実

施策の
目指す姿
(方向性)

こどもにとって安心・安全に育つことができる家庭環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。また、障がいのある児童*が安心して自立した生活ができるよう、児童*及び保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
朝食を食べているこどもの割合	86.5%	▶▶▶ 88.0%	健全な生活の基盤となる朝食を摂取することで健全な生活リズムを整えること。
障害児通所支援の利用率	79.7%	▶▶▶ 85.7%	障がい児が安心して生活できる環境をつくること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 子育て世帯の抱える課題が、児童虐待や貧困問題等、複雑化・複合化しており、関係機関との連携体制の強化や相談支援体制の充実が必要となっています。
- 障がい児とその家族の多様化したニーズにきめ細かな対応をしていくために、相談員等の専門性の向上や関係機関の連携体制の強化、サービス提供体制の確保、幼少期における障がいの発見、療育等の支援に取り組んでいく必要があります。
- 医療的ケア児*とその家族に対する支援においては、個々の医療的ケア児*の年齢、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じ、関係機関と連携して切れ目のない支援体制を構築していくことが求められています。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画	きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画) 北本市子どもの権利に関する行動計画 北本市障害者福祉計画 北本市障害福祉計画・北本市障害児福祉計画
施策に紐づく宣言	めざせ日本一、子育て応援都市宣言

基本事業

1-2-1	保健・福祉・教育の連携の充実	目指す姿	支援を必要とする子どもへの乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制が整っています。
		主な取組	▷ こども家庭センターの運営、保護者の相談窓口の充実、学校・保育所をはじめとした関係機関等との連携強化
		指標	▷ 子ども家庭総合支援会議の開催回数、幼・保・小連携に係る連絡協議会の開催回数
1-2-2	要配慮家庭への支援の充実	目指す姿	家庭が子どもにとって、安心・安全に育つ環境となっています。
		主な取組	▷ 要保護児童等に関する相談支援、母子生活支援施設への入所措置、要保護児童対策地域協議会の運営、子育て世帯訪問支援事業の実施、親子関係形成支援事業の実施、重層的支援体制整備事業(ヤングケアラー*等)の推進、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の実施
		指標	▷ 個別ケース検討会議の開催回数、児童虐待の通告義務等についての啓発物の配布機関数、子育て世帯訪問支援事業の延べ利用日数
1-2-3	障がい児福祉サービスの充実	目指す姿	障がいのある児童*及び保護者への支援体制が整っています。
		主な取組	▷ 障害児通所支援等の支給決定、自立支援給付及び各種手当の支給、医療的ケア児*とその家族への支援、発達障がい児への支援、親子関係形成支援事業の実施
		指標	▷ 障害児通所支援の利用者数、医療的ケア児*のための協議の場等の開催回数、障がい児保育の保留児童数



施策 1-3

母子保健とこどもに関する医療の充実

施策の
目指す姿
(方向性)

安心してこどもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めるとともに、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施します。また、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児の初期・二次救急医療体制を整えます。

成果指標

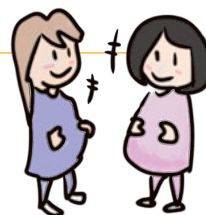
指標名	基準値	目標値	ねらい
妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	11.6回	12.6回	出産や産後の生活に向けて、妊娠中から母体の健康管理を行うこと。
乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされたこどもが必要な医療を受けた割合	4か月児健診	100%	健康診査及び事後の保健指導を充実させ、医療が必要なこどもと医療とを結びつけること。
	1歳6か月児健診	80.0%	
	3歳児健診	77.3%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。また、包括的な支援を提供することが重要です。
- 市内及び近隣市において分娩医療機関が少ない状況が続いています。
- 晩産化や医療技術の進歩等により、不妊に関する検査や治療を希望する人の増加が見込まれます。
- 乳幼児健康診査の受診率を令和4年度から令和6年度までの3年間で平均すると、4か月児健診で98.5%、1歳6か月児健診で98.0%、3歳児健診で94.2%と、年齢が上がるにつれて低下する傾向がみられます。
- こどもを感染症から守るため、こどもの予防接種の対象疾病は増加傾向にあります。
- 市と医療機関との連携による小児救急医療体制の充実が求められています。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画	きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)
施策に紐づく宣言	めざせ日本一、子育て応援都市宣言



基本事業

重点

1-3-1

妊娠・出産に関する
保健・医療の充実

目指す姿 母体の健康管理ができています。

主な取組 ▷ こども家庭センターの運営、不妊検査費等の補助、妊婦健康診査費等の助成、妊婦訪問、産前サポート・産後ケア事業の実施、産科医に対する手当の支給

指標 ▷ 不妊検査費等の補助件数、妊婦健康診査費等の助成件数、妊婦訪問の回数、産前サポート・産後ケアの利用率、産科医等手当支給支援事業の補助額

重点

1-3-2

こどもに関する
保健の充実

目指す姿 こどもが心身ともに健やかに育っています。

主な取組 ▷ 乳児家庭全戸訪問、育児相談、乳幼児健康診査、定期予防接種及び任意予防接種費用の補助の実施

指標 ▷ 健康診査を受診したこどもの割合（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）、乳児家庭全戸訪問の実施率、育児相談の実施人数、こどもの定期予防接種の接種件数、こどもの任意予防接種費用の補助件数

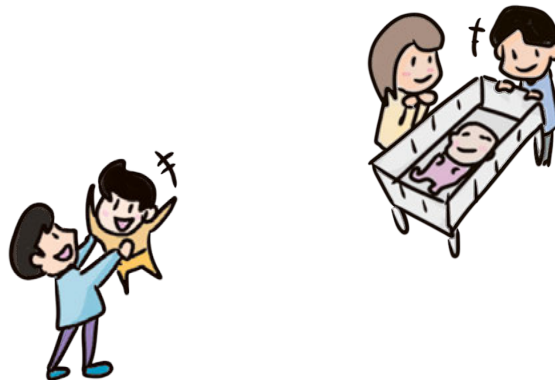
1-3-3

こどもに関する
医療体制の充実

目指す姿 必要に応じて適切に医療が受けられる体制が整っています。

主な取組 ▷ 未熟児養育医療費の助成、小児初期・小児二次救急医療運営費の負担、小児かかりつけ医の普及・啓発

指標 ▷ 小児初期・小児二次救急医療運営費の負担額、未熟児養育医療費の支払実人数、こどもにかかりつけ医がいる世帯の割合



施策 1-4

学校教育の充実

施策の
目指す姿
(方向性)

こどもたちが基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身に付けられるよう、一人ひとりに合わせた指導・支援を行います。また、児童*生徒*の特性や発達段階に応じた適切な支援に努めるとともに、安心・安全で質の高い学校施設の整備に努めます。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
平均正答率が県を上回った教科の割合	71.4%	80.0%	義務教育を通して基礎的な学力を向上させること。
「学校に行くのが楽しい」と肯定的な回答をした児童*生徒*の割合	児童*	86.1%	義務教育を通じて、児童*生徒*が学校生活に充実感を感じているかを測ること。
	生徒*	82.5%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 将来の予測が困難な時代を生き抜くためには、社会への主体的な関わりや多様な考えを持つ人々との交流を通じて、人生や社会の未来を切り拓く力を持った人材を育てることが重要です。言語能力や問題の発見・解決能力等基礎的な資質・能力を養うとともに、自らが「主体的に学び」、他者との「対話的な学び」等を通して自己の考えを広げ、形成する「深い学び」を行うことが求められています。
- 持続可能な社会の創り手の育成に向け、多様な考えや様々な情報を活用しながら、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けるための教科横断的な学習の充実が求められています。
- こども同士による集団での遊び・運動の時間や空間が減少し、体力も低下傾向にあります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童*生徒*一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。
- 不登校児童*生徒*数が増加しており、本市の最重要課題の一つになっています。未然防止を含む早期段階からの適切な支援に加え、全ての児童*生徒*にとって学校が安心・安全な活動の場となるよう、魅力ある学校づくり、各種相談体制の整備、個別のニーズに応じた支援の充実が求められています。
- ICT*環境の活用を通して、指導方法や指導体制を工夫改善することにより、個に応じた指導の充実を図ることが重要である一方で、それが孤立した学びとならないよう、こども同士で協働して学び合う環境の充実を図ることが重要です。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画

北本市教育振興基本計画
きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)
北本市子どもの権利に関する行動計画

施策に紐づく宣言

めざせ日本一、子育て応援都市宣言

基本事業

<p>重点</p> <p>1-4-1</p> <p>確かな学力の育成</p>	<p>目指す姿 児童*生徒*の一人ひとりの成長に寄り添い、学力や学習意欲を確実に伸ばす教育に取り組むとともに、教職員の研修の充実を図り、資質能力が向上しています。</p> <p>主な取組 ▷ 小中一貫教育の推進、学力向上の推進（北本市営サタデースクールの運営）、ICT*の効果的な活用、教科担任制・チーム担任制の推進、教職員年次研修・管理職研修の実施</p> <p>指標 ▷ 北本市営サタデースクールの参加者割合、教科担任制・チーム担任制の実施率、学力向上に資する教職員研修（市主催）の実施回数</p>
<p>1-4-2</p> <p>豊かな心と健やかな体の育成</p>	<p>目指す姿 ・基礎的な身体能力が身に付いています。 ・自らの健康を適切に管理し、改善することができます。 ・人権教育とともに体験活動等を通して豊かな心を育みます。</p> <p>主な取組 ▷ 児童*生徒*の体力向上事業の充実、食育の推進、歯科指導・フッ化物洗口の実施、心の教育の推進、人権教育の推進、小・中学校水泳指導民間委託事業の実施、拠点校部活動*の推進</p> <p>指標 ▷ 新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクの児童*生徒*の割合、各校の給食だより（食育含む）の年間発行回数、人権をテーマとした授業の実施時間数、校内人権教育研修の実施校数の割合、拠点校部活動*数</p>
<p>1-4-3</p> <p>特別支援教育*の充実</p>	<p>目指す姿 特別な教育的支援を必要とする児童*生徒*に対する適切な教育が行われています。</p> <p>主な取組 ▷ 個別の支援計画の作成、特別支援教育*コーディネーターの配置、特別支援教育*支援員の配置</p> <p>指標 ▷ 個別支援計画の作成率、特別支援教育*コーディネーターの配置人数、就学支援委員会の実施回数、特別支援教育*支援員の配置率</p>
<p>1-4-4</p> <p>教育相談の推進</p>	<p>目指す姿 ・児童*生徒*の一人ひとりの状況やニーズに応じた教育相談ができる体制が充実しています。 ・個々の不登校児童*生徒*に対して適切な教育機会を確保するとともに、適切な機関につなぐ等の支援が行われています。</p> <p>主な取組 ▷ スクールカウンセラー（SC）*・スクールソーシャルワーカー（SSW）*・教育相談員等の配置、適応指導教室の充実、学習支援室（ほっとルーム）を通じた支援</p> <p>指標 ▷ 身近な相談員（さわやか相談員・教育相談員・学校教育カウンセラー）による相談解決率（小学校・中学校）、適応指導教室の開設日数（月）、学習支援室（ほっとルーム）の設置数</p>
<p>重点</p> <p>1-4-5</p> <p>教育環境の整備</p>	<p>目指す姿 安全に安心して学校生活を送ることができる教育環境が整っています。</p> <p>主な取組 ▷ 給食室の建替え、学校規模の適正化・適正配置の実施、ICT*機器の整備、施設設備の維持・管理</p> <p>指標 ▷ 教育委員会に報告された重大事故（施設設備事故）件数、教育委員会に報告された重大事故（交通事故、負傷・疾病）件数、学習用端末の支給率</p>

施策 1-5

学校・家庭・地域の連携 による教育の推進

施策の
目指す姿
(方向性)

こどもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りてこどもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
自分にはよいところがあると思う児童*生徒*の割合	児童*	79.4% ▶▶▶ 85.0%	あらゆる体験や学習の機会を通して自己肯定感を高めていくこと。
	生徒*	76.9% ▶▶▶ 80.0%	
地域に学習の機会と場がある児童*生徒*の割合	児童*	41.7% ▶▶▶ 50.0%	地域における学習の機会と場の充実度を測ること。
	生徒*	18.7% ▶▶▶ 25.0%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 家庭における生活習慣の習熟度を測る「児童*生徒*における基本的な生活習慣平均実践項目数* (全7項目)」について、令和2年度は4.2項目でしたが、令和6年度は4.1項目となっています。
- 本市では、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、連携を強化するため、令和3年度から市内全校でコミュニティ・スクール*を実施しています。
- 地域に継承されている歴史・文化の学習や、ボランティア体験のほか、スポーツ活動等を通して、こどもの主体的な学びを促進するとともに、地域住民とこどもとの結びつきを深めることにより、家庭・地域の教育力を高めることが求められています。
- 学校と地域との連携を進めることにより、こどもを中心とした地域の交流が生まれ、地域の活性化につながります。
- 青少年が関わる犯罪は、いじめやインターネットによる人権侵害など複雑化・多様化しており、誰もが被害者、あるいは加害者になる可能性があります。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画

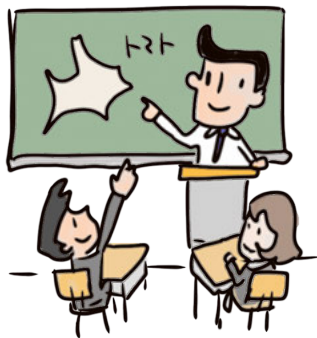
北本市教育振興基本計画
きたもとこどもいきいき未来プラン(北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)
北本市子どもの権利に関する行動計画
北本市子ども読書活動推進計画

施策に紐づく宣言

めざせ日本一、子育て応援都市宣言

基本事業

<p>1-5-1 家庭の教育力の向上</p>	<p>目指す姿 ・家庭の教育力の向上により、基本的な生活習慣が身に付くとともに、自立心を育てています。 ・こどもの教育への関心が高まっています。</p> <p>主な取組 ▷ 家庭教育学級・子育て講座の開催</p> <p>指標 ▷ 児童*生徒*における基本的な生活習慣平均実践項目数* (全7項目)、家庭教育学級の実施回数、子育て講座の実施回数</p>
<p>1-5-2 家庭・地域との協働による学校運営の推進</p>	<p>目指す姿 家庭・地域の方が学校の教育活動に参画することにより、学校の教育活動が多彩で活発なものとなっています。</p> <p>主な取組 ▷ PTA活動の支援、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*の充実、学校応援団の推進、地域活動室事業の推進</p> <p>指標 ▷ 学校公開日の1校当たり平均実施回数、学校運営協議会の1校当たり平均開催回数、学校応援団の1校当たり平均活動回数、地域活動室事業の実施回数</p>
<p>1-5-3 こどもの多様な体験・学習機会の充実</p>	<p>目指す姿 地域における子どもたちの体験や学びの機会と場が充実しています。</p> <p>主な取組 ▷ こども図書館の運営、学校応援団の推進、社会教育関係団体の活動支援、電子図書館の運営、特色ある総合学習の実施、ボランティア体験</p> <p>指標 ▷ こどもの図書館の利用者数(こどもの電子図書館の利用者数を除く)、子ども大学の実施回数</p>
<p>1-5-4 青少年健全育成の推進</p>	<p>目指す姿 地域が一体となった見守り活動等により、青少年が健全に育成されています。</p> <p>主な取組 ▷ 青少年育成市民会議の活動支援、青少年問題協議会・青少年指導委員会の運営</p> <p>指標 ▷ 青少年問題協議会の開催回数、青少年指導委員会連絡調整情報交換会議の開催回数、啓発活動の実施回数</p>



施策 1-6

こどもの権利の保障

施策の
目指す姿
(方向性)

全てのこどもが幸せな生活を送れるよう、こどもの権利を保障するための取組を推進します。

成果指標

指標名	基準値	目標値	ねらい
北本市子どもの権利に関する条例を認知している市民の割合	—	▶▶▶ 60.0%	全てのこどもが幸せな生活を送れるよう、こどもの権利を保障すること。
子どもの権利相談窓口を認知している市民の割合	—	▶▶▶ 60.0%	こどもの権利に関する相談体制を確保し、認知度を高めていくこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、国では令和5年4月に「こども家庭庁」が創設され、また包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。
- 令和5年12月には、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では、こどもの最善の利益を第一に考え、「こどもの権利」を保障し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。
- 国を挙げて「こどもまんなか社会」を目指す中で、「こどもの権利」の保障に関する要請が社会的に高まっており、特に、こどもを単に保護の対象としてのみ捉えるのではなく、こどもの主体的な意見表明や社会参加を促進していくとともに、こどもの意見を反映させるための取組が求められています。
- 本市では、全てのこどもが幸せな生活を送ることができる社会の実現に向け、「北本市子どもの権利に関する条例」を制定し、令和4年10月1日より施行しています。また、令和6年には、同条例の規定に基づき、こどもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「北本市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。
- 本市において、「こどもの権利」や「北本市子どもの権利に関する条例」に関する認知度は必ずしも高くなく、普及啓発に取り組む必要があります。

施策に紐づく計画・宣言

施策に紐づく個別計画

きたもとこどもいきいき未来プラン（北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画）
北本市子どもの権利に関する行動計画

施策に紐づく宣言

めざせ日本一、子育て応援都市宣言
北本市人権尊重都市宣言

基本事業

重点

1-6-1

こどもの権利に関する普及・啓発

目指す姿

市民一人ひとりが、こどもの権利について正しく理解できています。

主な取組

- ▷ こどもの権利周知に係るイベントの実施、パンフレットの作成・配布、職員研修の実施

指標

- ▷ パンフレットの配布数、職員研修の実施回数

1-6-2

こどもの意見表明・社会参加の機会の確保

目指す姿

こどもの意見を聴取し、反映させる、様々な参画機会が確保されています。

主な取組

- ▷ こどもが意見を表明できる会議の実施、こどもを対象としたアンケートの実施、子どもの権利委員会へのこどもの参加

指標

- ▷ こどもが意見を表明できる会議の開催回数、こどもが意見を表明できる会議におけるこどもの延べ参加者数

1-6-3

虐待・体罰・暴言等の禁止、いじめの防止への取組

目指す姿

虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止及びいじめの未然防止が徹底されています。

主な取組

- ▷ 要保護児童対策地域協議会の運営、児童生徒健全育成連絡協議会の運営、教職員研修の充実

指標

- ▷ 要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議の実施回数、児童生徒健全育成連絡協議会の実施回数、倫理確立委員会（不祥事根絶に係る研修）の1校当たり平均実施回数

1-6-4

こどもの権利に関する相談・救済

目指す姿

相談内容に応じ、必要な助言その他の援助が行われています。

主な取組

- ▷ こどもの権利相談窓口の設置、子どもの権利擁護委員の設置、子どもの権利相談の普及・啓発

指標

- ▷ こどもの権利相談窓口における相談件数、相談ミニレターの配布数

